

定 款

昭和 37 年 3 月 27 日制定

昭和 38 年 7 月 15 日改正

昭和 41 年 7 月 26 日改正

昭和 48 年 8 月 1 日改正

昭和 50 年 2 月 1 日改正

昭和 52 年 8 月 17 日改正

昭和 55 年 9 月 30 日改正

昭和 62 年 10 月 1 日改正

平成 3 年 7 月 26 日改正

平成 6 年 9 月 5 日改正

平成 9 年 9 月 24 日改正

平成 10 年 6 月 18 日改正

平成 12 年 5 月 19 日改正

平成 13 年 2 月 5 日改正

平成 14 年 9 月 5 日改正

平成 17 年 9 月 1 日改正

平成 18 年 9 月 14 日改正

平成 19 年 9 月 25 日改正

平成 20 年 9 月 1 日改正

平成 22 年 9 月 22 日改正

平成 24 年 9 月 10 日改正

平成 25 年 9 月 17 日改正

平成 26 年 10 月 2 日改正

平成 27 年 9 月 28 日改正

平成 28 年 9 月 1 日改正

定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この協会は、農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。

(業務)

第 2 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項の農業近代化資金

ロ 農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）

ハ 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）

第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。）

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

(2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

(3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者

- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (3) 農事組合法人（第1号に該当する者を除く。）
- (4) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (5) 土地改良区及び土地改良区連合
- (6) たばこ耕作組合
- (7) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（第9号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (8) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
- (9) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この号において同じ。）であつて、農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

（名称）

第3条 この協会は、福島県農業信用基金協会という。

（区域）

第4条 この協会の区域は、福島県の区域とする。

（事務所の所在地）

第5条 この協会の事務所は、福島県福島市に置く。

（公告の方法）

第6条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は福島民報及び福島民友新聞に掲載するものとする。

（会員に対する通知又は催告）

第7条 この協会が会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第2章 会員及び出資

（会員の資格）

第8条 この協会の区域内に住所を有する第2条第2項に規定する農業者等及びこの協会の区域の全部又は一部を区域とする地方公共団体は、この会員になることができる。

（加入）

第9条 この協会の会員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事務所の位置及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書に次の書類を添付してこの協会に提出しなければならない。

- （1）農業を営む者にあつては、その営む農業経営の概況を記載した書面
- （2）地方公共団体以外の法人にあつては、定款、代表者並びに経営管理委員会を置いている農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営管理委員会会長（以下「代表者等」という。）の住所及び氏名を記載した書面
- （3）農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人にあつては、加入について総会の議決を経たことを証する書面
- （4）第2条第2項第7号から第9号に掲げる者にあつては、その者に該当することを証する書面
- （5）地方公共団体にあつては、加入についてその議会の議決を経たことを証する書面
- （6）その他この協会が必要と認める書面

2 この協会は、前項の申込みを受け、これを承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせた後会員名簿に記載するものとする。

3 出資口数を増加しようとする会員については、前2項の規定を準用する。この場合には、第1項の添付書類は、提出することを必要としない。

（届出）

第10条 会員は、会員たる資格を失ったとき、又は次の事項について変更が生じたときは、速やかに、その旨をこの協会に通知しなければならない。

- （1）氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の位置
- （2）地方公共団体以外の法人にあつては、定款又は代表者等の住所若しくは氏

名

(会員の出資)

第11条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、1万円とする。

3 出資は、現金をもって、出資の各口につきその全額を払込むものとする。

4 会員は、出資の払込みについて、相殺をもってこの協会に対抗することができない。

5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

(持分の譲渡)

第12条 会員は、この協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

5 死亡した会員の相続人は（相続人が数人あるときは、その同意をもって選定された1人の相続人をいう。以下同じ。）で会員たる資格を有する者がこの協会に対し相続開始の時から30日以内に加入の申出をし、この協会がこれを承諾したときは、相続開始の時に会員になったものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

(加入承諾等の停止)

第12条の2 この協会は、前条第5項の規定による加入の場合を除き、総会の会日の2週間前から総会の終了するまでの間は、加入の承諾及び持分の譲渡の承認をしないものとする。

(議決権)

第13条 会員は、各1個及び出資1口につき1個の議決権を有する。

(脱退)

第14条 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 破産手続開始の決定

(4) 除名

2 会員は、6月前までにこの協会に予告し、事業年度末において脱退することができる。ただし、法第20条第1項各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(除名)

第15条 この協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、この協会は、その総会の会

日の10日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 法令又はこの協会の定款、業務方法書若しくは規約に違反したとき。

(2) 出資の払込みその他この協会に対する義務の履行を怠ったとき。

(3) この協会の事業を妨げる行為又はこの協会の信用を失わせると認められる行為をしたとき。

2 除名の決議があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知するものとする。

(脱退者に対する出資の払戻し)

第16条 会員が脱退した場合において、その者はその出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、脱退の時（次条第1項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになったとき）から2年以上を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の請求があったときは、この協会は、その者が脱退した日（次条第1項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになった日。以下、本条において同じ。）の属する事業年度（第14条第2項の規定により脱退したときは、当該事業年度の翌事業年度）開始の日における法第9条の基金の額に、その日におけるその者の出資額の協会の出資総額に対する比率を乗じて得た金額（その金額がその日におけるその者の出資額をこえるときは、その出資額）を、その者に対し、その請求した日とその者が脱退した日の属する事業年度の前年度の決算確定の日（第14条第2項の規定により脱退したときは、その者が脱退した日の属する事業年度の決算確定の日）どちらか遅い日以後1月以内に払い戻すものとする。

3 除名によって会員が脱退した場合には、前項の規定により払い戻すべき金額の10分の7に相当する金額を払い戻すものとする。

(脱退者に対する出資の払戻しの停止)

第17条 会員が脱退した場合において、この協会がその者（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき、又はその者に代わってその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは、この協会は、その債務につきその者に代わって弁済しないことが明らかになるまで、又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、その者に対する前条第1項の払戻しを停止するものとする。

2 この協会は、前項の規定により払戻しを停止した場合においてその停止を解いたときは、速やかにその者に対してその旨を通知するものとする。

(出資口数の減少)

第18条 会員は、正当な理由があるときは、この協会の承認を得て、その出資口数を減少することができる。ただし、当該会員がこの協会に加入してから1年を

経過していないときは、この限りでない。

- 2 会員がその口数を減少したときは、第16条第1項及び第2項並びに前条の規定を準用する。

第3章 役 職 員

(役員の数)

第19条 この協会は、役員として理事8人及び監事3人を置く。

(役員を選任)

第20条 理事の定数のうち7人及び監事は、次の掲げる者のうちから総会で選任する。

(1) 会員（法人たる会員にあつては、当該法人の業務を執行する役員）

(2) 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

- 2 理事の定数のうち1人は、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会議決によって委嘱する。

(会長及び専務理事の職務)

第21条 理事のうち1人を会長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

2 会長は、この協会を代表し、この協会の業務を総理する。

3 専務理事は、会長を補佐してこの協会の事務を掌理し、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び専務理事以外の理事は、あらかじめ理事会において定めるところに従い、会長及び専務理事がともに事故あるときはその職務を代理し、会長及び専務理事がともに欠員のときはその職務を行う。

(理事会)

第22条 この協会の業務の運営は、この定款、業務方法書及び規約によるほか、理事会においてこれを決する。

2 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の運営に関する基本方針の決定に関する事項

(2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項

(3) 行政庁による検査、監事及び公認会計士又は監査法人による監査の結果に関する事項

(4) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

3 理事会は、必要に応じ、会長が招集する。

4 理事の総数の3分の1以上又は監事から、会議の目的を示して請求のあったときには、会長は、速やかに、理事会を招集しなければならない。

5 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれ

を決し、可否同数であるときは、議長がこれを決する。

6 会長は、理事会の議長となる。

7 理事会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

(監事の職務)

第23条 監事は、毎事業年度2回以上この協会の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項の監査の結果を取りまとめ、これに意見を付して総会及び理事会に報告しなければならない。

3 監査についての細則は、監事がこれを定める。

(役員任期)

第24条 役員任期は3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。ただし、補欠の選任が役員全員に係るときは、その任期は3年とし、就任した日から起算する。

3 理事又は監事の全員が任期の満了又は辞任によって退任した場合は、退任した理事又は監事は後任の理事又は監事が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員失職)

第25条 役員が第20条第1項各号に掲げるものに該当しないこととなったときは、当該役員は、その職を失う。

(代理人の選任)

第25条の2 理事は、この協会の職員のうちから、この協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第4章 総 会

(総会の招集)

第26条 会長は、毎事業年度1回6月又は7月に通常総会を招集する。

2 会長は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員が総会員の5分の1以上又はその出資の合計額が出資総額の5分の1以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき。

3 監事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 会長の職務を行う者がいないとき、又は会長が前項第2号の請求があっても

正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき。

(2) 監事が財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要があると認めたとき。

4 総会の招集の通知は、少なくともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって行う。

(総会の議決事項)

第27条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の変更

(3) 規約の設定、変更及び廃止

(4) 事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更

(5) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(6) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

(7) 役員報酬

(8) 農林中央金庫又は一般社団法人全国農協保証センターへの加入又は脱退

(9) 前各号に掲げる事項のほか、総会において必要と認めた事項

(総会の議決)

第28条 総会は総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の2分の1以上となる会員が出席しなければ、議事を開いて議決することができない。

2 前項の規定により議事を開いて議決することができないときは、会長は、20日以内にさらに総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。

第29条 総会では、第26条第4項の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第31条各号に掲げる事項を除き緊急を要する事項については、この限りでない。

第30条 総会の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、出席した会員（地方公共団体にあつてはその長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人にあつてはその業務を執行する役員）のうちから会員が選任する。

(特別の議決)

第31条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が総出資額の2分の1以上となるものが出席した総会において、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散又は合併

(3) 会員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(書面又は代理人による議決)

第32条 会員は、第26条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する場合において、その書面が総会の開会までにこの協会に到達しないときは、無効とする。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの協会に提出しなければならない。

(議事録の作成)

第33条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載し、又は記録した議事録を作成する。

(1) 総会が開催された日時及び場所

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 総会に出席した理事及び監事の氏名

(4) 総会の議長の氏名

(5) 議事録を作成した理事の氏名

第5章 業務執行及び会計

(事業年度)

第34条 この協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(業務の方法)

第35条 次の事項は、業務方法書の定めるところによる。

(1) 基金及び法第9条の2第1項の資金の管理方法

(2) 保証の金額の合計額の最高限度

(3) 1被保証者についての保証の金額の最高限度

(4) 被保証者の資格

(5) 保証に係る借入金資金の種類及びその借入期間の最高限度

(6) 保証の範囲

(7) 保証契約の締結及び変更に関する事項

(8) 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

(9) 保証債務の弁済に関する事項

(10) 求償権の行使方法及び償却に関する事項

(11) 業務の委託に関する事項

(12) 法第9条の3第1項の金銭の管理方法

(13) 供給する資金の利率、期限その他の資金供給の条件

(14) 前号に掲げるもののほか、資金供給契約に関する事項

(経理の区分)

第36条 この協会は、次に掲げる業務ごとに区分して経理をするものとする。

- (1) 第2条第1項第1号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務
- (2) 第2条第1項第1号ロに掲げる資金及び同号ハに掲げる資金に係る債務の保証の業務
- (3) 第2条第1項第1号ニに掲げる資金に係る債務の保証の業務
- (4) 第2条第1項第2号に掲げる資金の供給の業務

(準備金)

第37条 この協会は、第2条第1項第1号に掲げる業務に関し、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、第2条第1項第1号に掲げる業務に係る欠損の填補に充て、又は法第9条の基金に繰り入れる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 前項の欠損の填補は、第1項の準備金をもってし、なお不足するときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の処分)

第38条 この協会は、第2条第1項第2号に掲げる業務に関し、剰余金が生じた場合には、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 第2条第1項第2号に掲げる業務に係る欠損のてん補は、前項の繰入金をもつてし、なお不足するときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 解散及び精算

(残余財産)

第39条 この協会が解散した場合において、その債務の弁済をしてなお残余財産があるときは、これを会員にその出資口数に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

附 則

1. この定款は、この協会の成立した日から実施する。
2. この協会の設立当初の役員任期は、この協会の成立した日から昭和37年6月30日までとする。
3. この協会の設立当初の事業年度は、この協会の成立した日から昭和38年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、昭和38年7月15日から実施する。

附 則

この定款の変更は、昭和41年7月26日から実施する。

附 則

この定款の変更は、昭和48年8月1日から実施する。

附 則

1. この協会は、第2条第1項の規定にかかわらず、開拓融資保証法の廃止に関する法律（昭和48年法律第49号）第3条第1項の規定により福島県開拓融資保証協会と締結した地方承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行うことができる。
2. この定款の変更は、昭和50年2月1日（地方承継日）から実施する。ただし、第2条第2項第7号の改正は、昭和50年1月27日から実施する。
3. この定款の変更にもとめない委嘱される理事の任期は、この定款変更の際現に在任する理事が満了する日（昭和50年6月10日）までとする。

附 則

1. この定款の変更は、昭和52年8月17日から実施する。
2. この定款の変更にもとめない解職されることになる理事の任期は、この定款変更の際現に在任する理事の任期が満了する日（昭和53年6月10日）までとする。

附 則

この定款の変更は、昭和55年9月30日から実施する。

附 則

この定款の変更は、昭和62年10月1日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成3年7月26日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成6年9月5日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成9年9月24日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成10年6月18日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成12年5月19日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成13年2月5日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成14年9月5日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成17年9月1日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成18年9月14日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成19年9月25日から実施する。

ただし、変更後の第2条第2項第7号の規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年3月2日政令第39号)の施行の日から、変更後の第19条及び第20条の規定は現役員の任期満了以後選任される役員から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成20年9月1日から施行し、福島県信用農業協同組合連合会が解散した平成20年10月31日から実施する。

附 則

1. この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日(平成22年9月22日)から実施する。

ただし、変更後の第2条及び第36条の規定は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号、以下「改正法」という。)の施行の日(平成22年10月1日)から適

用する。

2. 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第36条の規定の適用については、同条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧農業改良資金（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金をいう。第2号において同じ。）に係る債務の保証の業務」と、同条第2号中「ロに掲げる資金」とあるのは「ロに掲げる資金（旧農業改良資金を除く。）」とする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の許可のあった日（平成24年9月10日）から実施する。

ただし、変更後の第27条第8号の規定は、変更前の社団法人全国農協保証センターが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項で準用する同法第106条第1項の規定に基づく設立の登記をした日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成25年9月17日から実施する。

附 則

1. この定款の変更は、平成26年4月1日から遡って適用する。
2. 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの定款の変更による変更後の定款（以下「新定款」という。）第2条第1項第1号のハ及び第36条（この定款の変更による変更後の附則（平成22年9月22日変更認可）第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第2条第1項第1号のハ中「をいう」とあるのは「及び旧就農支援資金（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項に規定する旧就農支援資金をいう。第36条において同じ。）をいう」と、新定款第36条（附則（平成22年9月22日変更認可）第2条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び旧就農支援資金に係る債務の保証の業務」と、附則（平成22年9月22日変更認可）第2条の規定により読み替えて適用する新定

款第36条中「次に掲げる業務及び」とあるのは「次に掲げる業務並びに」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」及び旧就農支援資金」と、新定款第36条第2号（附則（平成22年9月22日変更認可）第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「同号ハに掲げる資金」とあるのは「同号ハに掲げる資金（旧就農支援資金を除く。）」とする。

附 則

1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成27年9月28日）から施行する。

2 ただし、この定款の変更後の第33条の規定は、この定款の施行の日以後、最初に開催する総会の日から適用する。

附 則

1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成28年9月1日）から施行するものとし、変更後の規定については平成28年4月1日に遡って適用する。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会については、変更後の定款第2条第2項に規定する農業者等とみなす。